⑸　平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積70㎡以上かつ施工延長500ｍ以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　開発旭川第３号の２⑹に同じ。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお､現在他の工事に従事している場合、入札執行日からおおむね７日以内に当該工事に配置できる技術者であること。ただし、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ　平成６年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること｡ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した経験を有する者とする（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻～⑿　開発旭川第３号の２⑻～⑿に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴、⑵　開発旭川第３号の３⑴、⑵に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑸　開発旭川第３号の４⑴～⑸に同じ。

５　その他

⑴～⑻　開発旭川第３号の５⑴～⑻に同じ。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽～⑱　開発旭川第３号の５⑽～⑱に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 3)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Osasima Tunnel, National Highway Route 40, Otoineppu Village, Hokkaido, Japan

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年７月 14 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第 12 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国際空港Ａ滑走路平行誘導路橋梁部用地造成等工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京国際空港内

⑷　工事内容　土工　１式、擁壁工　１式、超軽量盛土工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　平成22年３月30日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案］(施工計画(『地下水や雨水等の影響に対してＥＳＰ施工期間中における安定対策』))」を受け付けるとともに､「工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。なお、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1250点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が、1250点以上の者であること。)

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）空港法で定める空港及び共用空港の制限区域内において盛土又は埋戻し（施工量：20,000㎥以上）を空港の供用中に施工した工事

イ）ＥＰＳによる軽量盛土を施工した工事

上記ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)